

みんなで支え合うために

# 65歳以上の人の介護保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんが納める保険料と、国の負担金などを財源に運営しています。  
介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

## いつから納めるの

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月（誕生日の前日）が属する月）分から納めます。

40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乘せされています。

## 保険料の決まり方は

令和3年度から令和5年度までの3年間に、介護サービスに必要な費用の総額を見込んで算出した基準額を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます（別表）。

## 保険料の納め方は

年金から天引きする特別徴収と、納付書か口座振替で納付する普通徴収があります。

## ●特別徴収（年金天引き）

老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金

の定期払いのときに保険料が天引きされます。

## ●普通徴収（納付書、口座振替）

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収になります。市から届く納付書か口座振替で納付してください。

市への納付は口座振替が原則です。現在、納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収になります。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中でほかの市町村から転入した
- 修正申告などによって所得段階が変更になった
- 年金差し止めなどによって年金の支給が一時停止された

## 介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月中旬に届きます。内容を確認して納付してください。特別徴収や口座振替の人には、保険料額決定通知書が届きます。

## 保険料の納付先・納期限

市役所、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回です。納期限は各月の末日（12月は26日）です。

※納期限が休日の場合は翌営業日です。

## 保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を1年以上滞納していると、介護サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険

給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げなどの措置が取られます。

保険料の未納は本人だけの問題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があります。本人が亡くなった場合も、

相続により保険料の債務は引き継がれます。忘れずに納付してください。

## 問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

☎ 62・5308

【別表】所得段階ごとの介護保険料（令和4年度）

| 所得段階  | 対 象                                                                   | 保険料率                          | 保険料額    |          |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------|----------|
|       |                                                                       |                               | 年 額     | 月 額      |
| 第1段階  | ●生活保護受給者<br>●老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税<br>●世帯全員が市民税非課税で合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額×0.3                       | 19,440円 | 1,620円   |
| 第2段階  | ●世帯全員が市民税非課税                                                          | 合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.4 | 25,920円  |
| 第3段階  |                                                                       | 合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人       | 基準額×0.7 | 45,360円  |
| 第4段階  | ●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税                                         | 合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人         | 基準額×0.9 | 58,320円  |
| 第5段階  |                                                                       | 第4段階以外の人                      | 基準額     | 64,800円  |
| 第6段階  | ●本人が市民税課税                                                             | 合計所得金額が120万円未満の人              | 基準額×1.2 | 77,760円  |
| 第7段階  |                                                                       | 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人       | 基準額×1.3 | 84,240円  |
| 第8段階  |                                                                       | 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人       | 基準額×1.5 | 97,200円  |
| 第9段階  |                                                                       | 合計所得金額が320万円以上540万円未満の人       | 基準額×1.7 | 110,160円 |
| 第10段階 |                                                                       | 合計所得金額が540万円以上1,000万円未満の人     | 基準額×1.8 | 116,640円 |
| 第11段階 |                                                                       | 合計所得金額が1,000万円以上の人            | 基準額×2.0 | 129,600円 |